

議案第7号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成24年6月11日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第3条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	名称	位置
橋本市学文路スポーツセンター (体育館)	橋本市学文路172番地の2	橋本市学文路スポーツセンター (体育館)	橋本市学文路172番地の2
橋本市学文路スポーツセンター (テニスコート)	橋本市学文路172番地の2	橋本市学文路スポーツセンター (テニスコート)	橋本市学文路172番地の2
橋本市学文路スポーツセンター (グラウンド)	橋本市学文路172番地の2	橋本市学文路スポーツセンター (グラウンド)	橋本市学文路172番地の2
橋本市伏原体育館	橋本市高野口町伏原806番地の1	橋本市彦谷プール	橋本市彦谷46番地
橋本市勤労者体育センター	橋本市高野口町上中175番地の2	橋本市伏原体育館	橋本市高野口町伏原806番地の1
橋本市伏原テニスコート	橋本市高野口町伏原395番地	橋本市勤労者体育センター	橋本市高野口町上中175番地の2
		橋本市伏原テニスコート	橋本市高野口町伏原395番地

別表中第5号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。